

富田林市立明治池中学校 学校協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、富田林市立「学校協議会」実施要綱に基づき、富田林市立明治池中学校に学校協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(趣旨及び目的)

第2条 協議会は、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることにより開かれた学校づくりを進めるために設置するものである。

また、協議会は、校長の求めに応じて、保護者や地域住民等が参加して、多様な観点から意見交換や提言を行うことによって、保護者や地域住民等の学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校運営の改善や学校の特色づくりに資することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、校長の求めに応じて、次の事項について意見交換や提言を行う。

- (1) 学校の教育方針に関すること
- (2) 学校教育活動に関すること
- (3) 学校と家庭や地域との連携に関すること
- (4) 学校運営およびその改善に関すること
- (5) その他

(委嘱)

第4条 協議会は、学校教育に対する理解と識見のある保護者や地域住民、有識者等から校長が委嘱した委員をもって構成する。

2 委員の人数は、男女合わせて概ね5名とする。

(任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱日から当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

2 特別の事情がある場合、校長は任期の途中で委員を解任することができる。

3 校長は、委員に欠員が生じたとき、新たな委員を委嘱することができる。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

(会議の運営等)

第6条 委員の中から会長を互選する。

2 会長は、校長の求めに応じて協議会を召集する。

3 会長は、校長の提示した議題について、意見交換や提言を行うために会議を運営する。

4 会長は、議題について説明し、必要に応じて意見を述べる。

5 協議会は、必要に応じ、校長の同意を得て、委員以外から意見を聴取することができる。

6 校長は、協議会での意見・提言について校内で検討しその結果を協議会に説明する。

7 学校は、議題や協議会での意見・提言について保護者や地域社会に広く情報提供を行う。

8 協議会は、各学期に1回程度開催する。

9 協議会は、原則として公開とする。ただし、学校運営への支障やプライバシーの侵害のおそれがあるなどの場合は、非公開とすることができる。

10 校長は、委員の委嘱や協議会の運営について、必要に応じて教育委員会と協議を行う。

(守秘義務)

第7条 校長は、委員に対して、協議会において知り得たことについて守秘義務を課することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を本校に置き、協議会に関する庶務を行う。事務局は教頭および教諭をもって構成する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する